

東北におけるインバウンド向け二次交通対策実証事業 説明書

1. 目的

令和8年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画（第5次）」では、地方部への誘客促進が一層重要な政策課題の一つとして位置付けられた。東北運輸局においても、同年4月に「東北ブロックにおける観光立国の推進に係る中期方針」を改定し、外国人延べ宿泊者数600万人泊、消費額2,000億円の達成を2030年までのインバウンド目標として掲げるとともに、旅行者、観光産業、地域社会・住民、地域環境の「四方よし」の観光を核とした地域づくりを通じて、持続的な好循環サイクルの創出を目指している。

一方、令和7年における東北地方の外国人延べ宿泊者数は281万人泊にとどまり、全国シェアは1.6%と低位にある。現状、都市部や一部の有名な観光地に訪日外国人旅行者の多くが集中していることから、地域独自の観光資源を活用しながら地方部への誘客促進及び広域周遊の促進を図っていく必要がある。

しかし、東北地域においては、鉄道・路線バス等の公共交通による周遊が限定的であり、ドライバー不足による既存バス路線の縮小・廃止も進行している。また、タクシーについても夜間を中心に人手不足による営業困難な地域が増加しており、バス・タクシーのみでは訪日外国人旅行者の移動ニーズに対応することが困難な状況にある。こうした交通空白の存在が、旅行者の周遊を阻害し、滞在時間の短縮や消費機会の損失を招く要因となっている。

そこで、こうした課題に対し、本事業では、訪日外国人旅行者の位置情報・行動データ及びSNS投稿データ等を活用し、現状における訪日外国人旅行者の移動実態及び二次交通の接続が不十分な地点を客観的に把握する。また、「認知はあるが訪問できていない」潜在需要地を定量的に特定することで、「宿泊拠点ハブ型モビリティ」（※注）の整備優先地点を選定する。

さらに、交通結節点だけではなく、宿泊拠点をモビリティハブとして位置付け、シェアリング、レンタカーをはじめ、AI需要予測型デマンド交通、相乗りタクシー、電動モビリティ等の多様なモビリティサービスを集約・提供することにより、訪日外国人を主とした旅行者の移動利便性を高め、さらに、観光地の周遊を促進するための新たなモデルを構築・実証する。

以上の調査及び実証についての効果検証を踏まえ、東北地域において宿泊拠点をモビリティハブとした広域周遊促進の実証を行い、課題抽出、条件整理、効果検証を踏まえつつ、持続可能な運営モデルを検討し、構築、導入に当たっての段階的取組マニュアルを作成し、東北地域に合った周遊モデルの実装を目指していく。

（※注）ホテル・旅館等の宿泊施設に加え、DMO・DMCが運営する活動拠点など旅行者の滞在・周遊の起点から送迎バス・レンタカー・タクシー・自転車などで、快適に観光・移動できる仕組みの総称

2. 事業主体

東北運輸局

3. 業務内容

(1) インバウンド行動データを活用した基礎調査

本事業の実証設計に先立ち、訪日外国人旅行者の観光地周遊の移動実態を客観的データに基づいて把握するため、以下の調査を実施すること。

なお、調査の対象地域、対象期間および主要市場については、実証エリアに関する仮説に基づき絞り込むことができる。

① インバウンド周遊実態マッピング調査及びマップ作成

・訪日外国人の位置情報・行動データ及び SNS 投稿データを分析し、東北地域を訪問した訪日外国人旅行者の移動実態を多角的に分析・可視化し、以下の成果物を作成すること。

- ・国籍別「周遊ヒートマップ」
- ・観光地別「訪問率を可視化したマップ」
- ・主要移動ルートのサンキーダイアグラム
- ・「二次交通の空白・接続が不十分な地点マップ」

なお、分析にあたっては、以下の事例を参照し、可能な範囲で実施すること。また、定量的なデータの取得が困難な場合は、アンケート調査を併用することができる。

- * 主要ゲートウェイから各観光地・宿泊地への移動ルートの実態把握
- * 主要観光地・宿泊地における滞在時間分布及び滞留ポイントの特定
- * 交通結節点における滞留時間の異常値検出等による乗換え待ち時間及び移動ストレスの実態把握
- * 周遊途中で東北を離れる地点・タイミングの特定（二次交通「接続が不十分な地点」の可視化）
- * 公共交通利用とレンタカー利用等の選択実態の推定（GPS 軌跡データの移動速度・ルート分析等）
- * 国籍別の周遊パターンの差異分析（台湾・韓国・中国・欧米豪等の主要市場別）
- * 上記における日本人旅行者と外国人旅行者との移動実態の比較・分析

② SNS データによる潜在需要・旅行者ストレス分析

・海外 SNS（Instagram、X、TikTok、RED 等）の東北関連投稿（英語・中国語・韓国語等）を対象として、東北周遊時の移動環境に対する阻害要因の抽出及びストレス割合の可視化を行い、以下の成果物を作成すること。

- ・「潜在需要マップ」（認知あり・未訪問の観光地・宿泊地など）
- ・「旅行者ストレスポイントマップ」
- ・国籍別の関心コンテンツ分析結果

なお、分析にあたっては、以下の事例を参照し、可能な範囲で実施すること。また、定量的なデータの取得が困難な場合は、アンケート調査を併用することができる。

- * 「行きたい」「気になる」等の投稿が多い東北の観光地・宿泊地のランキング化
- * 「行けなかった」「交通が不便」「移動手段がない」等のネガティブ投稿の抽出・分析
- * 移動中・乗り換え時の投稿内容からのストレスワード抽出・分析
- * 宿泊施設に関する投稿における移動・アクセスに関する言及の分析
- * 上記における日本人旅行者と外国人旅行者との比較・分析

③ 潜在需要×訪問実績クロス分析による実証地点の優先順位付け

・①及び②の分析結果を統合し、以下のマトリクスの考え方にに基づき、宿泊拠点ハブ型モビリ

ティの整備優先地点を特定すること。

		潜在需要（SNS言及数等）	
		高	低
訪問実績	高	◎既存の強み地点 ※集中による混雑・オーバーツーリズムの懸念・回遊促進	△認知不足地点 ※来訪客は満足も広く知られていない、二次交通よりもプロモーション強化
	低	★最優先実証地点 ※潜在需要あり、二次交通・情報不足・経済的また時間的障壁の可能性	○将来候補地点 ※需要自体がまだ形成されていない開発段階

- * 「★最優先実証地点」として特定された宿泊拠点・観光地を本事業の実証対象エリア・施設の選定根拠とし、その結果を取りまとめること。
 - ・ 後段の「実証対象エリア」については、宿泊拠点ハブ型モビリティの整備優先地点の中から選定することとする。なお、その候補地及び対象宿泊拠点（案）について、以下のような類型を参考とし、複数提案すること。
 - * （類型例）
 - ・ 二次交通不足型：観光地への二次交通が不十分な宿泊拠点
 - ・ （グループ・系列）周遊型：複数の宿泊拠点間の移動が可能な拠点
 - ・ その他：地域の実情に応じた特徴を持つ拠点
- 上記候補地案については提案を求めるものとするが、当局との協議を経て最終的に決定する。

④ 宿泊拠点ハブ型モビリティの整備優先地点の分析

- ・ 前項のデータ分析を補完するため、以下の関係者へのヒアリング等を実施し、現場の実態・ニーズ・課題を把握するとともに、これを踏まえたデータ分析を行うこと。
- * 宿泊施設（温泉旅館・ホテル等）：モビリティ提供に既に取り組んでいる場合の現状と課題、モビリティハブとしての受入れ意向、送迎サービスの現状と課題、旅行者からの移動ニーズに関する声
- * 同系列の宿泊施設を複数運営する事業者：観光地間における送迎サービスの実態と課題
- * レンタカー事業者：訪日外国人の利用実態、乗り捨て需要、安全対策上の課題
- * タクシー・バス事業者：人手不足の実態、観光客向けサービスの現状と課題
- * 地域交通関係者・まちづくり団体等：複合的なモビリティ提供に取り組む現状と課題
- * 地域DMO・DMC：取組実態及びエリアでの連携実態と課題
- * 自治体：二次交通課題の認識、既存の取組状況
- * 観光施設：来訪者の移動手段・アクセス課題に関する実態
- * 地域ガイド：連携の実態と今後の可能性

⑤ 先行事例モデル調査

- ・ 国内外における以下の先行事例について、それぞれ2事例以上を調査（机上調査可）すること。
- * 宿泊施設等をモビリティハブとして活用した広域周遊促進（観光地間の拠点連携を含む）の先行事例

＊多様なモビリティサービスを組み合わせた二次交通対策の先行事例

各事例について、成功要因・課題を整理するとともに、東北地域の適用可能性及びその実現条件を抽出すること。

(2) 宿泊拠点ハブ型モビリティモデルの設計

(1) の調査、分析結果を踏まえ、宿泊拠点をモビリティハブとした広域周遊促進モデルを設計すること。

① モビリティハブの機能設計

・宿泊拠点をモビリティハブとして機能させるための具体的な機能・サービスを設計すること。
設計にあたっては、以下の要素を検討すること。

＊レンタカー貸出機能：宿泊施設の敷地内又は近接地へのレンタカー配備、フロントでの予約・貸出手続の一元化、訪日外国人向け多言語対応手続きの整備

＊レンタカー事業の運営形態の検討：自社運営及び外部事業者との連携・委託等、複数の運営形態を比較検討すること

＊タクシー・相乗りタクシー予約機能：フロント設置の QR コードによる配車アプリへの接続、及び翌日以降の事前予約システムの導入

＊デマンド型交通連携機能：AI 需要予測型デマンド交通との連携による旅行者の観光地間移動の円滑化（本機能は、必須要件ではなく、構想事項として位置付ける）

＊電動モビリティ提供機能：E-Bike・電動キックボード等の短距離移動手段の提供

＊シェアリングサービス提供機能：カーシェアリング・サイクルシェアリングの導入及び利用環境の整備

＊手荷物預かり・配送機能：宿泊施設間の手荷物配送サービスとの連携による「手ぶら観光」の実現

＊情報提供機能：宿泊拠点ハブ型モビリティサービス及び周遊モデルに有益となる情報発信手法について、以下を参考に検証し、機能設計に加えること。

・旅マエ：海外 OTA・旅行会社向けの周遊パッケージ情報の提供、SNS・デジタル広告を活用した多言語情報発信

・旅ナカ：宿泊施設フロントでの多言語案内、デジタルサイネージ、QR コードを活用したモビリティ予約導線の整備多言語による周辺観光地・移動手段情報の提供（デジタルサイネージ、多言語パンフレット等）

＊宿泊送迎車両の活用スキームの検討：道路運送法の改正により送迎車両を新たに活用できることを踏まえ、宿泊施設の送迎車両・スタッフを活用した観光客向けモビリティサービスの提供スキーム、複数の宿泊施設が連携・共同運行するモデルについても検討

(3) 実証実施

(1) 及び (2) の結果を踏まえ、実証対象エリアにおいて以下の実証を行うこと。

① 宿泊拠点ハブ型モビリティサービスの試験的提供

・設計したモビリティハブ機能を、実証対象の宿泊拠点において、試験的に提供すること。
実証にあたっての留意点は以下のとおり。

- *実証は宿泊施設単独での実施に加え、観光地拠点間の連携を促進する観点から、複数箇所
で実施すること。
- *実証期間は1か月以上とし、検証に必要な十分なサンプル数を確保すること。
- *訪日外国人旅行者を主な対象とするが、国内旅行者も対象に含めること。
- *在留外国人によるモニタリングを実施し、効果検証及び課題抽出を行うこと。
- *特に、訪日インバウンド旅行者が自ら運転する場合は、事故防止、安全運転啓発等の取組
に留意し、実施すること。
- *地域関係者（宿泊事業者、交通事業者、観光施設、DMO・DMC等）と協議し、より効果的
かつ面的な連携を促進する取組とすること。
- *本事業は交通空白の解消に加え、観光消費の拡大も目的とする取組であることに留意する
こと。
- *実証終了後も継続的に運営可能となるよう、運営コスト・収益性を考慮した設計とするこ
と。

② モビリティハブとなる宿泊拠点発の周遊モデルの作成

- ・(1)～③にて実証エリアとして提案されたモビリティハブとなる宿泊拠点発の周遊モデルを作
成すること。以下は、作成するモデルの類型及び想定条件の例示である。
 - *レンタカーを主要移動手段とするモデル（長距離、1泊以上）
 - *タクシー・相乗りタクシーを主要移動手段とするモデル（近・中距離）
 - *公共交通とデマンド交通を組み合わせたモデル（近・中距離）
 - *電動モビリティを活用した周遊モデル（近距離）
 - *カーシェアリング・サイクルシェアリングを活用したモデル（近距離）
 - *地域ガイドを活用したモデル（近距離）
- 各モデルについて、想定旅行者像（国籍・旅行形態・滞在日数等）、移動手段の組み合わせ、
立ち寄り観光地、消費機会の創出ポイントを明示すること。

③ 実証効果のリアルタイムモニタリング

- ・実証期間中、インバウンド行動データを継続的に取得・分析し、以下の効果測定を行うこと。
- ※在留外国人をモニターとした実証も可とする
- *実証前後における対象エリアへの訪問者数・滞在時間の変化
- *モビリティハブ利用者の周遊箇所数・消費額、満足度の変化
- *二次交通の接続が不十分な箇所の改善状況の確認

(4) 検証

- (1) から (3) の結果を踏まえ、課題解消に向けた効果的な検証を行うこと。
- *検証内容は、本事業の目的達成に資するものとし、成果と課題を明らかにすること。
- *成果については、その要因とより向上させるための方策を検討すること。
- *課題については、整理した上で解決案を検討し、具体的施策（案）を検討すること。なお、
関係法における許認可等制度上の課題についても整理し、その対応に向けた示唆を提案す
ること。
- *宿泊拠点ハブ型モビリティモデルの持続可能性（採算性・運営体制・関係者間の役割分担）

について検証し、自走化に向けた条件整理を行うこと。

＊本事業を踏まえて、今後段階的に東北6県に展開するロードマップを作成すること。

(5) 報告会の開催

本事業の成果を地域関係者に報告・共有するため、以下のとおり報告会を開催すること。

＊報告会の開催に必要な各種調整、準備、運営の一切を担うこと。

＊事業成果の報告を主な内容とするが、地域関係者が今後一層に意欲を持って取り組めるよう工夫すること。

＊宿泊事業者、交通事業者、観光施設、DMO、自治体等の多様な関係者が参加できるよう調整すること。

＊開催後アンケートを実施すること。

(6) 事業報告書の作成

① 実施した業務の内容について、調査結果等を盛り込んだ事業報告書を以下のとおり作成すること。なお、報告書はPowerPoint、WordもしくはExcel形式など二次利用可能な形式にて作成するものとする。

・日本産業規格A4判（簡易製本、カラー） 2部

・電子データ（DVD-R） 2枚

② 実施内容の概要をとりまとめた概要版報告書（A3 片面～両面程度・様式自由）も作成すること。作成要領等については事業者特定後に伝達する。

(7) その他

・事業の実施にあたっては、東北運輸局の監督職員と密接な連携を保ちつつ進めるものとする。
なお、事業の進め方、内容等について疑義が生じた場合は、その都度協議の上対応するものとする。

4. 企画提案書作成に際しての留意事項

(1) 日本産業規格A4版とすること。

(2) 提出期限までに提出されなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。

(3) 企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。

(4) 採用しなかった企画提案書は申出がない限り返却しないものとし、当局において破棄する。

(5) 企画提案書に記載すべき事項は「5. 企画提案書に盛り込む事項」のとおりであり、具体的かつ、簡潔に記載し、評価基準と提案内容の関係が、明確に判断できるようにするものとする。

5. 企画提案書に盛り込む事項

(1) 「3. 業務内容」に関する具体的な企画案（項目、方法等）

① 「実証対象エリア」候補地及び対象宿泊拠点候補（複数）

② 宿泊拠点ハブ型モビリティの整備優先地点分析の際のヒアリング実施候補先

③ 国内外の先行事例候補先

※ 以上候補については提案いただくが、当局と協議の上、詳細を決定する。

- (2) 業務実施体制、作業工程
- (3) 企画競争参加者の概要等
 - ・企画競争参加者の概要
 - ・担当者の氏名及び連絡先
- (4) 参考見積（概算・消費税含む）
- (5) 再委託に関すること
 - ・再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、再委託する業務範囲を記載すること。なお、契約後再委託を行う際には、あらかじめ東北運輸局の承諾を得る必要があるので留意すること。

※東北運輸局の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう。

- ① 「業務の全部を一括」して又は「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）は、再委託を行うことはできない。
 - ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務は、再委託に際し、東北運輸局の承諾を要する。
 - ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型作成、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）は、再委託に際し、東北運輸局の承諾を要さない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。
- (6) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し（共同して提案を行う者についても提出のこと）

6. 提案書を特定するための評価基準

別紙 1 のとおり

7. 本事業に係る受付窓口、受付期間

(1) 受付窓口

東北運輸局 観光部 観光企画課

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎 3 階

電話 022-791-7509

E-mail: tht-kankou-kankoukikaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 受付期間

令和 8 年 8 月 28 日（金） 令和 8 年 9 月 17 日（木） 17:00 まで

(3) 質問を受け付けない項目

- ① 他の応募者からの企画提案書提出に関する質問
- ② 積算に関する内容

8. 書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による

9. 契約書の作成 要

10. 支払条件

本業務終了後、検査職員により業務完了検査を行い合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

11. 概算予算額

30,000 千円以内（消費税含む）

12. 事業実施期間

契約の日から令和9年3月12日（金）まで

13. その他

- (1) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
- (2) 企画提案書を提出したもののうち企画提案書を特定しなかった応募者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。
- (3) 採用した企画提案書は、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (4) 提出された企画提案書が全て特定するに至らない場合若しくは企画提案書の提出がなかった場合は、中止又はその他の方法によることとする。
- (5) 提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」について、認定の取消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合には速やかに申出ること。
- (6) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、採用通知後速やかに公表し少なくとも契約締結日までの間は公表する。
 - ① 採用した企画提案書を提出した企業等の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企業毎、評価項目毎の評価得点及び合計点
- (7) 事業者特定後、特定事業者には情報を適切に管理するために「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」の提出を求める。その際、特定事業者には情報管理責任者・情報管理取扱者・情報従事者・再委託先等について所属部署・役職氏名等の情報を求めることとする。書式や詳細については別紙2のとおりとする。
- (8) 概算予算額に含まれる消費税額は、公示日時点の消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率によるものとする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。
- (9) 本事業の成果物が東北運輸局以外の財産となる経費は、対象外とする。
- (10) その他事業実施に関し必要な事項等は協議により決定する。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、東北運輸局は作業期間中、いつ

でもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(11) 契約履行に伴い生じた制作物の著作権は、東北運輸局に帰属するものとする。

(12) 談合等不正行為があった場合の違約金等については、以下のとおりとする。

① 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、東北運輸局の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として東北運輸局の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この事業の契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

② 受注者が前項の違約金を東北運輸局の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いを行う日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を東北運輸局に支払わなければならない。

(13) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

提 案 書 評 価 基 準

提案書は、次に掲げる事項により評価、特定する。

1. 提案書を特定する評価項目と基準

- (1) 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- (2) 提案内容の具体性：提案内容が具体性、妥当性、実現可能性を伴い優れていること。
- (3) 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- (4) 業務遂行の確実性：実施体制等（人員と各自の資格、経験、手持ち業務量等を明記）、実施スケジュール等の業務環境が提案内容を安定的に遂行できるものであること。

2. 企画提案者の「ワーク・ライフ・バランスと推進する企業」の評価項目関係

以下の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業をワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として評価加点対象とする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定
 - (2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）に基づく認定
 - (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定
 - (4) 女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）
 - (5) 次世代法第 12 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和 7 年 4 月 1 日以降に策定又は変更した企業（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る。）
- ※ 外国法人については、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」（平成 28 年 9 月 26 日内閣府男女共同参画局長決定）。（以下「外国法人取扱要綱」という。）に基づく上記の認定等に相当すると確認された企業を、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に準ずる企業として、評価対象とする。

2. 特定方法

- (1) 企画競争委員会の委員が、企画提案内容を評価するために、上記 1. (1) から (4) の各評価項目について 1 点から 5 点までの 5 段階評価を付す。
- (2) ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業については、別表による加点を行い、これを企画提案書の合計点とする。
- (3) 各委員の採点の合計点が委員数×20 点の 60%以上で、かつ、上記 (2) を加点した合計点が最も高い企画提案書を特定する。
- (4) 合計点の最も高い企画提案書が複数ある場合には、そのうちから委員長が特定する。

(別表)

<ワーク・ライフ・バランス等推進企業に係る配点表>

評価項目	認定等の区分 ※1		総合評価落札方式等 [単位：％] (総配点に占める割合)	
			評価の相対的な重要度等に応じて配点	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナ えるぼし ※2	最大5%	5
		えるぼし 3段階目 ※3		4
		えるぼし 2段階目 ※3		3
		えるぼし 1段階目 ※3		2
		行動計画 ※4		1
	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等	プラチナくるみん ※5		5
		くるみん（令和7年4月1日以降の基準） ※6		4
		くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※7		3
		トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準） ※8		3
		くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ※9		3
		トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※10		3
		くるみん（平成29年3月31日までの基準） ※11		2
		行動計画（令和7年4月1日以降の基準） ※4, 12		1
	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）			4

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
- ※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に基づく認定（ただし、※9、11の認定を除く。）
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に基づく認定（ただし、※11の認定を除く。）
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に基づく認定
- ※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定
- ※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

情報管理体制

- ① 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、東北運輸局が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、東北運輸局に対し「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」（別添様式例）を提出し、東北運輸局の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め東北運輸局の同意を得ること。

（確保すべき履行体制）

- ・ 本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
 - ・ 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
 - ・ 東北運輸局が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンス、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- ② 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、東北運輸局が同意した場合はこの限りではない。
- ③ 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、東北運輸局の指示に従うこと。
- ④ 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏えい等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等において直ちに東北運輸局へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、東北運輸局が行う報告徴収や調査に応じること

「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏 名	会社名・住所	所属部署	生年月日等
情報管理責任者 (※1)	A				
情報管理取扱者 (※2)	B				
	C				
業務従事者(※3)	D				
	E				
再委託先等	F				

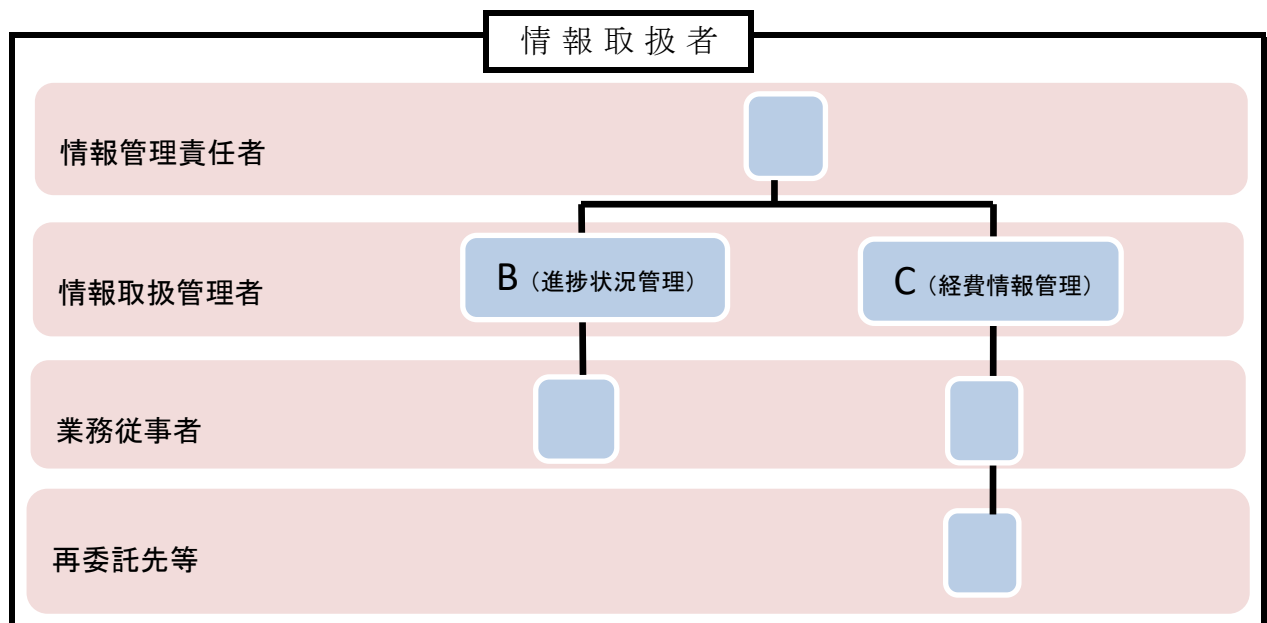
(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること(再委託先等も含む)。

③ その他

- ・別途提出している資料により必要な情報を確認できることを担当部局が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・必要に応じ、本別紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。